

## 経済学部生のための法学入門

SUGA, Fumie / 菅, 富美枝

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

77

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

545

(終了ページ / End Page)

562

(発行年 / Year)

2010-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006059>

【経済学研究のしおり（第六回）】

## 経済学部生のための法学入門

菅 富美枝

### 1. はじめに

——「法」とはなんだろう？「法」に関わるのはどのような人々だろう？

#### （1）法律，判例，社会規範，慣習法

法を学ぶとは、どういうことだろうか。そもそも、「法」とは何を意味しているのだろうか。「法」と聞いて、学生の皆がまず想像するのは、「法律」という語かもしれない。

「法律」は、「法」の中でも書かれたものを指し、大きな規模のものになると法典（例 民法典、刑法典）とよばれる。正確には、立法機関であるところの国会（憲法41条）によって制定された「法」が、法律と称される。

だが、「法」が意味するものは、法律に留まらない。裁判所が行った裁判（その代表的なものは判決である）の中で示された法律的判断のことを「判例」とよぶが、判例（とりわけ最高裁判所のもの）は、先例として、事実上、裁判官の判断を拘束することから、同じような事件が裁判所に提起された場合、当事者が勝敗のゆくえを試算する際の基準として機能する。また、いざ問題になった時、裁判所に持ち込まれれば負けると考えれば、ふだんからの行動を自粛するということも考えられよう。このように、判例は、社会一般に対して大きな影響力をもっているという意味で、「法」であ

る。

法律も判例も、ともに、国会や裁判所といった「国家」が作る「法」である（国会が制定したものが法律であり、裁判所が形成したものが判例である）。これに対して、国家とは関係なく、社会の中で自然に発生し根づいてきたルールがある。これらは、「社会規範」とよばれる。社会規範を作るのは、われわれ一般市民と、われわれが生活している社会や文化そのものである。誰がいつ作ったのか、どのようにして広まったのかを特定することのできない「社会規範」は、かえって、人々の日々の生活行動に影響や圧力を加えることがある。

たとえば、民法の規定上、婚姻に際しては、夫の氏も妻の氏も自由に選択できるようになっている（民法750条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」）。しかし、こうした法律の存在にもかかわらず、実際には、夫の氏を選択する夫婦が97%を占めている。単純に50%とならないことには、法律以外の、たとえば「結婚すれば女性は氏を変えるもの」という社会規範が、社会の中で根強く機能している可能性が考えられる。本来は自由に選べるはずであるにもかかわらず、社会規範から逸れる選択を行うことは、かなり覚悟のいることだといえるかもしれない。

さらに、一定の範囲の人々の間で反復して行われるようになった行動様式（慣習）が、「慣習法」として、法の効力を有するに至る場合もある。

## （2）法に携わる人々

では、こうした、広い意味での「法」に携わるのは、どのような人々だろうか。一般に、法律家とよばれるのは、「法曹」と称される、裁判官、検察官、弁護士である。

裁判官は、中立の立場で公平に両当事者（民事事件においては、原告と被告。刑事事件においては、検察官と被告人・弁護士）の言い分をよく聞き、また証拠（文書や証言など）をよく検討して、適切な結論を下す。

検察官は、警察と協力するなどして犯罪捜査を行い、被疑者（犯罪を行

ったと疑われている者。なお、「容疑者」というのは、いわゆるマスコミ用語である)を起訴するかどうかを決定した上、起訴した事件については、裁判(刑事裁判)において、被告人(被疑者の呼び名がこのように変わる。なお、「被告」もいわゆるマスコミ用語である)の有罪を立証し、量刑意見を述べるなどして、適正な刑罰権の発動を実現していく。

弁護士は、依頼者の立場に立って、その利益・権利を実現するために、ふさわしい弁論を展開する。依頼者側の防御を固め、相手方の反論を封じる。

このほか、法律家ではないが、全国民の代表である国会議員も、立法者として法に携わっている(衆議院、参議院の中に、それぞれ衆議院法制局と参議院法制局が置かれている)。一方、行政作用を担う内閣にも、国会への法案提出権が認められている(内閣の中にも、内閣法制局が設置されている)。内閣による提出によって成立した法は、国会議員の発議による「議員立法」に対して、「閣法」とよばれる。

また、公務員も、行政の円滑な運営を担う存在として、法に関わっている。特に注目されるのは、一般国民とは異なり、憲法を遵守する法的義務(憲法尊重擁護義務(憲法99条))を負っている点である。この背景にあるのは、「権力は法に基づいて行使されなければならない」という法の支配の考え方である。

そして、法律を専門とする研究者(大学教授など)も、法に関わっている。研究者は、複数の判例を分析、整理することによって、相互の関連性に目を向け、一連の判例の背後に流れる思想を見つけ出し、時に、批判的な検討を加える。また、同じ法的問題点について、判例とは異なる考え方や結論を示す(「学説」の提唱)。さらに、研究者は、立法や政策について、具体的な提案を行う。

最後に、一般市民も、法に関わっている。前項で説明したように、「社会規範」を形成しているのは、一般市民だからである。また、法律や判例が社会の中で受け容れられるか否かは、一般市民の「法意識」に関わってい

る。このように、一般市民は、法の形成とともに、法の社会の中への浸透に広く関わっているのである。

## 2. 法的思考様式

第2節では、法学を学ぶ上で必要な思考様式について説明する。

目的を設定し、その目的のために最も効率的な手段を探求するという思考方法を「政策的思考様式」とよぶ。これに対して、過去の事実を振り返り、それに対していかなる法的効果を付与するのが公平かを探求するのが「法的思考様式」とよばれるアプローチである。

この二つの様式の違いを知るため、長く住んできた借地人（地主から土地を借り、それに対して対価（地代）を払って居住する者）が、契約期間の満了によって、地主から立ち退き請求を受けているような事例を考えてみよう。ここで注意しなければならないのは、現行制度上、契約更新が原則となっている点である。

法的思考様式に立てば、まず何よりも、地主Aさんと借地人Bさんという具体的な契約当事者に焦点をあて、これまでの経緯を認定した上で、公平な解決を行うことがめざされる。具体的には、借地人Bさんの利益（契約更新によって、今後も、住み慣れた場所での生活を続けることから得られる利益）と、地主Aさんの利益（土地を借地人から返してもらって自分がその土地に家を建てて住む利益や、ビルを建てて別の人や業者に貸すことから得る利益や、土地そのものを誰かに売って得る利益）が衝突している点が注目されなければならない。そのうえで、なぜ、契約の更新をめぐる、地主Aさんと借地人Bさんとの間で争いが生じたのか、その経緯をみるのが重要となる。

たとえば、借地人Bさんに、これまで地代の延滞などはなかったか、信頼関係を破壊するような行動（例 悪質な又貸しなど）はなかったか、が着目される。また、地主Aさんに、自分の家がなくて困っていて、その土地を返してもらって家を建てようと思っているといった事情がないか、地

主Aさんも高齢であり、安定した退職後の生活のためには年金生活のほか賃料収入が不可欠であるといった事情がないか、逆に、地主Aさんは単に商業ビルを建てて利益を大きく上げることを考えているといった事情がないか、が着目される。さらに、借地人Bさんは建物を建ててはいるものの最近ではほとんど利用していないといった事情がないか、その土地だけが周囲の高層ビル街の中で唯一に近い低層住宅であるといった事情はないか、地主Aさんは立ち退き料を用意しているといった事情はないか、Bさんのために代わりの土地を用意しているといった事情はないか、借地人Bさんに転居後新しい生活を開始するにあたって年齢や健康状態の点で不都合はないか、などが着目される。

そして、これらの個別の事情を総合し、比較衡量しながら、最終的に、本件において、借地人Bさんと地主Aさんのどちらを保護するのが公平の観念に合うか（どちらの利益を優先するか、言い換えれば、どちらに我慢してもらうか）、を考えることが求められる。

これに対して、政策的思考様式に立てば、借地供給の増加や、土地の有効利用といった国土政策の目的の適否が検討される。そして、これが適切な目的として設定されれば、その達成のための手段を実証的、科学的に探求するという方向へ進むことになる。そこでは、必ずしも、「本件において」、この地主とこの借地人のどちらの利益を優先させることが正義に合うかということよりも、より一般化された、土地所有者全体と借地人全体（現在のみならず、未来の潜在的な意味での土地所有者や借地人も含まれる）のどちらの利益を優先させることが、今後、社会に望ましい影響を与えるか（社会全体にとってより効率的か）、という点が注目される。

そもそも、借地契約や借家契約に関して、更新を原則とする立場は、「借地・借家人＝経済的弱者＝保護の対象者」とみなす、固定的スキームを前提とした思考様式である。ここには、経済的な「効率性」よりも「正義」を優先させる姿勢が見える。これに対して、平成3年の借地借家法制定によって、契約期間の更新のない借地権（定期借地権）と借家権（定期借家

権)が、一定の要件のもとで、認められた。これは、それまでの法制度(借地法、借家法)が借地人の保護ばかりを重視してしまった結果、地主たちの間に、「いったん土地や家を人に貸すと、二度と返してもらえないのではないか」という不安をあおり、かえって優良な借地や借家の供給が妨げられてきたとの批判にこたえようとするものであった。しかしながら、現在でも、賃貸物件の市場において、定期借地権や定期借家権のついた物件を見ることは稀である。

法的思考様式と政策的思考様式の違いについては、このほか、現代的課題として、雇用の自由化に関して、派遣労働者の地位をめぐる議論などに顕著に表れている。各自、考えてみよう。

### 3. 法的議論をおこなうということ——「法的三段論法」の習得

2では、法的思考様式とは、正義に基づく公平な解決をめざす思考様式であると説明した。そして、どのような解決が「公平」といえるのかについては、その事件に特有な具体的事情をよく観察することが重要であることを述べた。

さらに、「公平」という概念は抽象的すぎることから、公平さをより具体化するような基準があれば、有効であろう。2で検討した、借地からの立ち退きをめぐる問題に関して言えば、「地主が契約更新を拒絶し、借地人に立ち退きを請求する理由が、正当であるといえること」が、基準となっている。そして、地主が借地人に立ち退きを求められるだけの「正当事由」の存在が証明(立証)されたならば、借地人に立ち退いてもらって地主が土地を取り戻すといった解決が公平である、と結論づけられよう。逆に、地主が借地人に立ち退きを求める理由があまりに弱く、身勝手であり、「正当事由」の存在が証明(立証)されないならば、借地人にそのまま居住を続けさせ、地主は地代を受領するというこれまで通りの解決こそが公平である、と結論づけられるであろう。

さて、ここで行ったのは、「法的三段論法」と呼ばれる思考方法である。

法的三段論法は、法的思考様式の特徴を最も端的に示すものである。3では、この法的三段論法について勉強しよう。

一般に、三段論法とは、次のようなものを指す。

Bであれば、Cである。	<大前提>
Aは、Bである。	<小前提>
ゆえに、	
Aであれば、Cである。	<結論>

これを、図を使って表現すると、

	B	→	C
A	→	B	
ゆえに			
A	→		C

となる。

具体例を入れると、

人間であれば、死ぬ。	
ソクラテスは、人間である。	
ゆえに、	
ソクラテスは、死ぬ。	

となる。

これを、2で検討した、借地契約をめぐる事例に関連させて述べると、

正当事由があれば、借地契約は終了する。	<規範定立>
本件には、正当事由が存在する。	<事実認定>
ゆえに、	
本件において、借地契約は終了する。	<結論>

となる。こうした主張が裁判において成功すれば、地主は、契約更新を拒絶することができ、借地人に立ち退きを求めることができる（実際には、借地上に立った建物を壊して、更地にした土地を地主に明け渡すことになる）。



上で紹介したのが、「法的三段論法」とよばれるものである。ある規範（上の例では、契約を終了させるためには、地主側に正当な理由がなければならぬということ）を前提（大前提）に、裁判の中で明らかにされ、裁判所によって認定された事実（小前提）があてはめられる。その結果、借地契約が終了するという結論が導き出されるのである。

だが、実際の紛争の場面では、このような論法が文字通り展開されることは難しい。もしそうならば、「法を適用する」こと（法適用）は、自動販売機のようなイメージになってしまうだろう。つまり、「事実」というコインを裁判官に放り込むと、自動的に口から法律効果（紛争の解決案）が出てくる、といったイメージである。

しかしながら、現実の裁判では、そもそも、あてはめに際して、そうした事実があったのかなかったか（自動販売機に入れるべきコインはどれか）は、明確ではない。いや、そもそも、こうした「事実認定」こそが、原告と被告の主張の対立点（「争点」）であることの方が多いのである。

しかも、さらにややこしいのは、大前提である規範の内容自体も、それほど明確ではないということである（法規範の抽象性）。そこで、解釈によって、大前提が何を意味しているのかを明確にする必要が生じる。次節で、あらためて説明しよう。

#### 4. 法を解釈すること

法も、人間がつくる人工的なものである以上、常に不完全である。また、社会の発展速度に対して、立法過程には時間を要するため、社会の変化に敏感に対応できない場合も多い。その結果、ある紛争が発生しても、その解決のために適用すべき法の欠缺（けんけつ＝規定が欠けている状態）がある場合（法規範の不存在）や、社会や国民意識の変化に法が追いつけず、既存の規範の単純なあてはめでは常識的な解決を導くことが困難な場合（法規範の修正）がある。そこで、法の欠缺を補充し、時代に合った法規範を生み出すため、法の解釈が行われる。

さらには、あらかじめ、社会変化に即応できるよう、あえて厳格な定義づけを避け、時代の変化に合わせて内容を裁判官に補充させることを期待して、抽象的、一般的な規定が置かれることもある。こうした「一般条項」については、内容を明確にするため、法の解釈は必要不可欠となる。

さて、少し古風な例となるかもしれないが、橋のすぐわきに次のような立て札があったと想像してほしい。「車馬通行止め」という立て札である。この立て札が示そうとしている具体的なルールとは、いったいどのようなものであろうか。

「車馬」とは、辞書的な意味では、車と馬を指す。ここで、「車」が何を意味するのかは、特に、道路交通法上は重要である。ただし、話をできるだけ簡単にするため、ここでは「馬」にのみ着目する。それでも、話はさほど容易ではないことに気づかされるであろう。次の例について、答えを考えてもらいたい。

先のような立て札があるとき、

- 馬は、橋を通ってもよいか？
- 子馬は、橋を通ってもよいか？
- ロバ（ウマ科ウマ属）は、橋を通ってもよいか？
- 牛は、橋を通ってもよいか？
- 子牛サイズの秋田犬は、橋を通ってもよいか？

さらに、その立て札の近くに、「荷押し車は、通行可」という貼り紙があるとしよう。

さて、学生の皆さんは、どのような答えを出したであろうか？だが、重要なのは、なぜそのような答えを出したのかという理由づけであり、結論に至る考えの筋道である。結論が同じであっても、理由づけ、考えの筋道が異なるということは、十分に考えられるからである。ここで、法の解釈を行うにあたって、ヒントとなると考えられている方法を紹介しよう。これらの中でどの方法を実際に用いるかは、解釈の対象となっている法がどのような目的・性質を有するものであるか（法の目的、趣旨）による。法

の解釈を行うには、単に、言葉の意味を追うだけではならず、条文全体としてどのような意味を有するかが意識されなければならない。

<法解釈の方法>

● 文言（もんごん）解釈・文理（ぶんり）解釈

法規範のことばと文章に忠実な解釈方法。文法的・論理的な側面を重視する解釈法。法解釈の基本となる手法であるが、これだけでは不十分なことも多い。

● 論理解釈・体系解釈

個々の法規範のことばと文章の解釈にあたり、それだけではなく、他のものも参照して、体系的に調和のとれた解釈をする方法。

● 目的論的解釈

解釈の対象となっている法規範の目的を重視する解釈法。ただし、何が法の目的であるかをめぐっては、立法者が立法時に有していた目的を基準にするか、現在の社会において実現がめざされている目的や価値を基準にするか、争いがある。

さらに、以上のような解釈方法をとるために必要な技術として、以下のようなものがある。

<法解釈の技術>

● 拡張解釈

法規範のことばや文章について、それが本来予定されているよりもひろい意味を与える解釈法。

● 縮小解釈（限定解釈）

拡張解釈の逆である。文言上、本来なら含まれるはずの事柄を、法の適用から除外するために、あえて意味を限定する解釈法。

● 反対解釈

法規範のことばや文章について、それが本来予定されている意味のままにとらえ、そこからずれる事柄について

は、法の適用が及ばないとする解釈法。

●類推解釈

法規範のこばや文章について、それが本来予定されている意味を超えて、それに類似する事柄についても、法の適用を及ぼせる解釈法

●歴史的解釈

法規の成立過程，立法資料を参考に，法規範のこばや文章の内容を説明する解釈法

●利益衡量論

当事者の利害関係を比較衡量して，その全体的バランスを重視する解釈法

では、先の立て札の解釈を行ってみよう。

まず、基本的な解釈方法として文理（文言）解釈に従うとき、立て札で通行が禁止されているのは「馬」であるから、「馬」の指す辞書の意味が注目される。

そして、立て札において、通行禁止の対象が「馬」と限定されている点を強調するならば、「馬以外は通行を許される」と解釈され、ロバも牛も秋田犬も通行できると読むことができる（反対解釈）。

一方、子馬は、小さくとも馬であるから、本来は通行が禁止されているはずである。ただし、もし、立て札の目的が、老朽化した橋の決壊の防止にあるとすれば、重量の軽い子馬は通行が禁止されないと解釈することができる（目的論的解釈＋縮小解釈）。

他方、ロバは、「驢馬」と漢字表記されること、「兎馬」と称される場合もあること、生物学的にウマ科ウマ属であるということをも重視すれば、馬だけではなく、馬の一種であるロバも通行が禁止されていると解釈することが可能である（文理（文言）解釈＋拡張解釈）。

また、馬が通行を禁止されているのであれば、馬に似た体格の同様の哺乳類であって、馬と同様の用いられ方（例 荷物運び）をするロバや牛の通行も禁止されると解釈することもできる（類推解釈）。

さらに、立て札の置かれた経緯が、橋の向こうに馬の神様をお祭りしており、馬の通行を禁止するのは、馬の神様のやきもちを防ぐためという言い伝えや信仰があるためとすれば、馬でないロバ、牛、秋田犬については通行が許されていると考えることができよう（歴史的解釈）。

次に、「車馬通行止め」の立て札のすぐそばの「荷押し車は、通行可」という貼り紙に着目しよう。貼り紙の目的は、車の中でも重量が軽く、かつ、荷物を運ぶのに便利な荷押し車を除外して、通行禁止にしないことであると考えることができよう。そこで、「馬」についての貼り紙はないものの、立て札と貼り紙は関連していると考え、貼り紙で荷押し車が除外されたことを受けて、重量が軽く荷物を運ぶのに便利な子馬は、荷押し車と同様に通行禁止にならない、と解釈することができよう（論理解釈・体系解釈＋縮小解釈）。

最後に、馬のみならず、これと同体格・同重量のロバや牛まで通行を禁止することによって、橋の保護をよりいっそう図るという利益と、橋の手前で荷物を下ろして人間が自ら運ばなければならない場合が増える結果、橋の向こうでの商売が制限されるという不利益とを比較するというアプローチがある。こうしたアプローチをとると、たとえば、橋の状態を考えて馬、ロバ、成牛は通行が禁止されてもしかたがないが、荷物運びとして有効な子牛は通行が認められると解釈することができる。立て札の解釈から生じる可能性のある利益と不利益のバランスをあらかじめ想像したうえで、それを実質的に調整できるよう、解釈自体に反映させる方法を利益衡量論とよぶ。

ここで、2、3で検討してきた、借地からの立ち退きをめぐる問題に戻ろう。地主が契約更新を拒絶し、借地人に立ち退きを求めるにあたり、「正当事由」が存在するという証明ができれば、借地契約は適法に終了したと考えられ、その結果、借地人は立ち退かなければならないという結論が導かれる。だが、問題は、「正当事由」とはそもそも何を意味するのか、である。「正当事由」という用語の解釈を行う必要がある。

文理（文言）解釈を用いれば、「正当事由」とは「正当な理由」ということであるが、これではほとんど同義語の繰り返しであり、他の解釈方法が必要になる。そこで、契約を拒絶するためにわざわざ正当事由を要求することによって、契約が終了となる場合を減らし、同じ場所に住み続けられるという借地人の利益を強く保護することを法の目的・趣旨と考えるならば、「正当事由」とは、弱い立場にある借地人に立ち退きを強いてもやむを得ないと考えられるだけの、かなり積極的な理由・事情を指していると考えることができよう（目的論的解釈+縮小解釈）。

## 5. 具体的事例の考察…著作権侵害差止請求事件（最小判・平20・10・8）

——最高裁の判決を読んでみよう！チャップリンの映画の複製をめぐる事件

さて、それでは、前節までで習った、法的三段論法と法解釈の方法を使って、最高裁判所の判決を読んでみよう。次に紹介するのは、新聞、テレビなどでも紹介された、チャールズ・チャップリンの映画をめぐる、DVD商品の複製及び頒布の差止め、その在庫品及びデジタルリニアテープの廃棄、さらには損害賠償責任が争われた事案である。

問題の核心は、「著作権侵害があったのかなかったか」という点に尽きるが、それに答える前提として、「著作者」は誰なのかを確定することが必要であり、本件でも、その点が争われた。（なお、現在の著作権法は、昭和45年に制定され、昭和46年（1971年）1月1日に施行されたものであるが、本件で問題となったチャップリンの映画は、それより前の大正8年（1919年）6月から昭和27年（1952年）に公開されていることから、旧著作権法が適用される。）

上告人ら（本件において、チャップリンの劇場映画をDVDに複製し、頒布して、損害賠償を求められている者）の主張は、第一に、本件各映画の「著作者」は団体たる映画製作会社のみであるというものである。だが、

最高裁は、映画における「著作者」を解釈するにあたって、「映画は、脚本家、監督、演出者、俳優、撮影や録音等の技術者など多数の者が関与して創り出される総合著作物である」という点に注目した。判決をみてみよう。

### I <大前提：規範の定立>

「旧法の下において、著作物とは、精神的創作活動の所産たる思想感情が外部に顕出されたものを意味すると解される。そして、映画は、脚本家、監督、演出者、俳優、撮影や録音等の技術者など多数の者が関与して創り出される総合著作物であるから、旧法の下における映画の著作物の著作者については、その全体的形成に創作的に寄与した者がだれであるかを基準として判断すべきであって、映画の著作物であるという一事をもって、その著作者が映画製作者のみであると解するのは相当ではない。（網掛けは、著者）

次に、先のような大前提（規範）にあてはめを行うにあたり、最高裁判所が前提とした事実は以下の通りである。これらの事実関係は、高等裁判所において審理され、事実として認定されたもの（認定された事実）である。

### II <小前提：事実認定>

「(1) 本件各映画は、いずれも独創性を有する映画の著作物であり、大正8年（1919年）6月から昭和27年（1952年）10月までの間に公表された。

(2) 本件各映画は、いずれもチャールズ・チャップリンが原作、脚本、制作ないし監督、演出、主演

等を単独で行い、その発案から完成に至るまでの制作活動のほとんど又は大半を行っている。その内容においても、チャップリン自身の演技演出等を通じて、同人の思想・感情が顕著に表れており、本件各映画の全体的形成に創作的に寄与した者は、チャップリンである。

…………… (略) ……………

(6) チャップリンは、昭和52年（1977年）12月25日に死亡した。

(7) 上告人らは、被上告人の許諾を得ずに、本件各映画を複製して、DVD商品を作成し、頒布している。」（網掛けは、著者）

さて、いよいよ法的三段論法の第三段階の作業である。第一段階で示された「映画の著作物の著作者については、その全体的形成に創作的に寄与した者がだれであるかを基準として判断すべき」という規範に、第二段階において個々の証拠によって確定した「本件各映画の全体的形成に創作的に寄与した者は、チャップリンである」という事実をあてはめると、次のような結論が導き出されるのである。

### Ⅲ＜結論＞

「これを本件についてみるに、上記事実関係によれば、本件各映画については、チャップリンがその全体的形成に創作的に寄与したというのであり、チャップリン以外にこれに関与した者の存在はうかがわれないから、チャップリンがその著作者であることは明らかである。」（網掛けは、著者）



以上をまとめよう。

映画の著作物に関して， <u>全体的形成に創作的に寄与した者</u> は， <u>著作者</u> である。	<規範の定立>
本件映画において， チャップリンは， <u>全体的形成に創作的に寄与した</u> 。	<事実認定>
ゆえに， チャップリンは， <u>著作者</u> である。	<結論>

チャップリンこそが著作者であるという結論を受けて，チャップリンの死（1977年12月25日）から38年経っていない段階で，映画の複製・販売を行った上告人らは，著作権を侵害したと判断された（旧著作権法3条1項）。その結果，上告人らの複製・販売していたDVD商品は頒布が差し止められ，在庫品も廃棄されることとなり，さらには，損害賠償責任が課されることになったのである。

## 6. むすび

以上，本稿では，経済学部生のための法学入門ということ意識して，法を学ぶ上での知識と，基本的な思考法を紹介してきた。読み始める前と後とで，皆の法学に関する見方は変わっただろうか？成功したか否かは読者である皆さんの判断にお任せするとして，著者が本稿で述べたかったのは，法律を学ぶということは，決して，法的知識を詰め込むだけの作業ではないという点である。法的知識は，暗記しなくとも，六法全書を引けば書いてある。だが，もっと重要なのは，そこに書かれた条文をできるだけ無理のない形で解釈するという事，そして，実際の問題を解決するにあたり，適切にあてはめ，結論を論理的に導き出すという作業である。

このように，法を学ぶということは，法的思考様式を習得することである。<規範の定立—あてはめ—帰結>という作業を繰り返して練習すること

によって、自然にそうした思考様式は身についていくはずである。そのためには、実際の判決を読んでもみることもお勧めである。もちろん、独学で判決の全文を読むことは難しいことから、様々な法学系雑誌（例 『法学教室』や『判例百選』）に紹介されている解説を参考にしたり、講義やゼミをうまく利用して、勉強を進めてもらいたい。

**〈参考文献〉**

## ●基本文献

- 大村敦志『生活民法入門』（東京大学出版会，2003年）
- 河上正二『民法学入門』（日本評論社，2009年）
- 山野目章夫・横山美夏・『ひとりで学ぶ民法』（有斐閣，2008年）
- 石田剛・笠井修・池田真朗『民法Visual Materials』（有斐閣，2008年）

## ●応用文献

- 大村敦志『もうひとつの基本民法』（有斐閣，2007年）
- 北居功・武川幸嗣・石田剛・田高寛貴・花本広志『コンビネーションで考える民法』（商事法務，2008年）
- 五十嵐清『法学入門 [新版]』（悠々社，2002年）
- 裁判所ホームページ：<http://www.courts.go.jp/>